

決算審査特別委員会 第3号

平成25年9月30日(月曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成24年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(8名)

3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君	10番	逢見輝続君

○欠席委員(2名)

1番	鶴谷啓一君	2番	岩間修身君
----	-------	----	-------

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小玉正司君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	佐々木容子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君
幼児センターみらい所長	宮田誠市君
教育次長	山本耕弘君
総務係長	高野龍治君
財政係長	人見完至君

○出席事務局職員

事務局長	藤田克禎君
議事係主任兼総務係主任	野村忠弘君

開議 午前 9時56分

○議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま委員8が出席されております。

1番、鶴谷委員、2番、岩間委員につきましては、所用により欠席の連絡が入っております。
説明員は、町長以下13名の出席でございます。
以上でございます。

◎開議の宣告

○委員長（高野俊和君） ただいま事務局長報告のとおり8名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

◎認定第1号

○委員長（高野俊和君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

○委員長（高野俊和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、一般会計歳入の質疑を行います。

20ページ、1款町税から23ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 固定資産税についてお伺いしたいのですけれども、固定資産税、路線評価というのが出てきますよね。そういう中で、正確な数字は出てこないと思うのですけれども、路線価が下がった場合にどの程度古平に影響するか。税収に。その辺が、極端な言い方すれば、その路線によっても多少、路線価の下がり方というのは違うと思うのですけれども、大体古平町として一般的に、1割程度路線価が下がった場合に税収としてどの程度下がるのか。ただ、その中で、固定資産税の中での新築家屋だとか、そういう部分を抜かした場合にどの程度影響額があるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） 路線価の増減によつての固定資産税の増減だと思うのですけれども、まず路線価を使っている土地の部分についてはそのまま連動すると思っておりますので、計算式がございまして、路線価が10%下がると、10%下がると思っております。町中の部分でございます。

それとあと、固定資産税総体は、家屋の部分でございますし、あと業者さんの償却資産の部分もありますので、予算書なり決算書でお示ししております固定資産税の税額の中の土地の部分、しかも市街地の部分、路線価を使用している土地の部分について変動があると思っておりますので、全体の何%というのは言えません。

○4番（本間鉄男君） 家屋だとかは償却資産ですから、その辺は大体わかりますけれども、ただ、

こういうふうに過疎になってくると、資産価値がだんだん土地がなくなるというようなこともありまして、古平町でも固定資産がどの程度まで落ち込んでいくのかなという。基本的に建物はそういう償却資産ですからいいのですけれども、土地が落ち込んで落ち込んで、簡単に言えば、土地の価値がないというか、そういうような状況が最近見受けられるように、不動産売買というか、そういう形でもなっていますけれども、古平町で、路線価であくまでもいくから、土地を家屋ついたままくれてやったとか、そういうことが多々あると思うのですけれども、そういう場合には古平町として、贈与税というか、そういうあれに対しての、贈与ということは基本的に国の税のことなのでしょうけれども、古平町としても、贈与を受けたりなんかした場合にどのように、名義変更だけでそのままあれするのか、それを踏まえて国だとか道に通知するとかという、そういうこともあるのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問は最終的に、土地を贈与するというところで、町に贈与という形のご質問ではない。一般的な民間での贈与という部分ですね。贈与の部分は、法務局のほうに移転の登記をなさると思いますので、そちらのほうの情報が税務署のほうにも行きますので、そこで把握して、贈与税のほうをかける、かけないというのにならと思っています。

○5番（堀 清君） 説明資料の15ページ、不納欠損のことなのですが、固定資産税の不納欠損の状況、細かいことを説明してもらいたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） 説明資料15ページの不納欠損で、税目が固定資産税の関係、47人、24年度、290万4,100円欠損してございます。具体的には、人数はここに書いてございます。5年経過しまして、消滅時効にかかった方の分でございます。

○5番（堀 清君） 最高の方、番付ではないのですが、出ていると思うのですが、そこら辺の金額と、現場対応の詳細について説明願います。

○財政課長（三浦史洋君） 堀さんからの一般質問なりで国保税の部分のそういうものがありましたので、事前にほかの税目も調べておりました。欠損額、一番大きい方は、土地、家屋、大きな部分持っている方で、この年度、290万のうちの88万2,100円欠損してしまいました。そういう感じで、2番目に大きい方は30万円台、3番目に大きい方は20万円台で、こういう方々の対応、今まで何をしていたかという部分で、今までは現年に近いほうの部分でいただいております。昔は毎月10万円をいただいていたりもしていましたが、漁業をなさっていた方で、それが扶養なり、終わるといような感じで、いただきかねてございますのが、落とさざるを得なかったということでございます。固定で不納欠損した方々、金額大きい方5名のうち4人が漁業者の方々でございました。対応としましても、とにかく取りに行くようにしています。当然ながら漁師の方なので、お金が入る時期、漁のある時期というのをきちんと勘案しながら、とにかくまめに交渉するように努めてございます。

○5番（堀 清君） 固定資産税ですから、次年度になるとまた新しい形の中で調定されるわけなのですが、結果的には、調定額と年収に対する収入という面での差というのがかなりでかくなっているということなのですかね。状況的には。

○財政課長（三浦史洋君） 質問の趣旨がはっきり私理解できなかったのですが、あくまで

調定は調定です。制度に基づいて、固定資産税は土地、家屋にかかりますよというところで、いただくほうはまた別の考えで、納期までに納めていただけない方に督促状を一発目出して、この後の交渉ということでやっていますので、調定と収入の連動という部分ではわかりかねます。

○5番（堀 清君） 今回、最高額、欠損で出した方というのは、結果的には毎年30万、40万の金額が加算されるということをさっき聞いたつもりなのですが、そこら辺の状況の中では、課税しても、課税は当然のことなのでしょうけれども、現状でその方というのは徴収はできないような状況なのか、それとも分割にすれば多少でも徴収ができるのか、そこら辺の判断を聞きたいです。

○財政課長（三浦史洋君） わかりました。固定資産税で不納欠損した部分の5名については、町内に在住している方は4人おまして、その方々は、多い金額での分納金額、結構多い金額でまずは現年さばいていって、少し滞繰のほうに充てるというような形で進んでおります。1名の方については、町外に出ていますので、なかなか接触とれないということになっています。

○5番（堀 清君） 対応としてはそこら辺で、町外に出ている方は当然徴収はできないというような形の中で捉えているということなのですが、最終的には財産の抵当というような形の中も、最後の最後の手段なのでしょうけれども、それは広域のほうの徴収のほうに回すのをあれすということなのでしょうけれども、結果的にはそういうような形の中で、最後は要するに広域のほうに回すというような形の税金の未収金額というのは、金額の総計として、今年度で大体未収金として3,000万ぐらいあるのですけれども、そういう中でどれくらいのもがそういう分類に入るような形ですか。わからないですかね。

○財政課長（三浦史洋君） 町で対応していて厳しい部分については、おっしゃったとおり、後志広域連合の滞納徴収の部分なり、また町道民税に関しては、北海道の小樽道税事務所のほうに徴収権を引き継いで、いただいでくるようにしてございます。

どのぐらいの金額かは、後志広域連合に引き継いだ金額についてデータがございまして、ご報告しますと、一番新しい25年度は、税金、本税、いろいろ含めてです。固定以外にもいろいろ含めて575万5,000円。正確に言いますと、575万7,291円の本税を引き継いで、人数は14人の方の部分を頼んでおります。前年につきましても、後志16町村でやっておりますので、人数の割り振りがございまして、本年度も14人の部分について引き継いでございます。ちなみにその部分での連合さんのほうでの徴収実績といたしましては、24年度については徴収率19.45%。仮に1,000万引き継いでいたとしましたら、200万円ほどの収入という割合でございまして、

以上です。

○5番（堀 清君） あと、毎年のように欠損で税金を欠損しているのですけれども、そういう状況の中で、どうしても該当者というのは固定化になっているという懸念があるのですけれども、そういう状況はありますか。

○財政課長（三浦史洋君） 残念ながらそういう傾向はあります。

○5番（堀 清君） まず、そこら辺が根本的なところだと思うのですが、昨年の欠損から見ると、今年度の場合結構な金額になってきているのですけれども、そこら辺が、その年その年

で徴収の段階だとかさまざまなのが考えられてくると思うのですけれども、結果的には町民に対して、平等な形の中の税金を支払ってもらうという面では不公平感が結構あると思うのですけれども、そういう中で、現在の徴収方法と変えた形の中を考える必要があると思うのですけれども、そういう形の対応策だとかは考えていますか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の部分で、これまでやってきたこととしては、自分たち以外にも徴収権引き継ぎをしてお願いをして、取っていただくということを導入してまいりました。今後というのは、いろいろ徴収のメニューがございます。本音で言いますと、スタッフがそろえば、もうちょっと向上するとは思っております。ただ、限られた人数での部分で今精いっぱいやってございます。

あとできるものとしましては、毎年収納率の向上の計画の対策会議というのを庁内で開いていまして、収納係を中心にして（聴取不能）の係、出納の係とか住宅の係とか集まって対策を練っております。そこで頭を悩ませてやっております。今回の会議で出た話では、国保税の部分での国保短期証の切りかえ時に、きっちりお客様とお会いしてお話をして、改善していくという部分でございます。そのときに少しいただける部分があったら、その時点でいただくということをやっている、結構払ってくれる方はおります。

○5番（堀 清君） 徴収の人員が足りないということなのではございますけれども、そこら辺も今後の課題として、考え方はあくまでも町民に対して平等な形の中で税金等々の徴収に当たってもらいたいと思います。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 9番、工藤です。同じページの町債権の不納欠損の部分で、旧保育所の保育料、4名、約32万8,000円ほどありますけれども、これは今までまるっきり払って来ていないのか、それとも今までの間に幾らかでも払って来ていたのか。それから、認定こども園になってから何年たちましたかね。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○委員長（高野俊和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○8番（真貝政昭君） 20ページの町民税で個人の部分です。個人の町民税の部分で特徴的なことは何かありますか。説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 特徴的な部分、課税した部分につきましては、前年度と比べて税制改正の部分での年調扶養控除の廃止、また特定扶養控除の上乗せ部分の縮減ということで、その結果、調定額が数百万円単位での増額になっております。また、徴収率の部分につきましては、お示ししている実績調べのように、現年、個人の町民税で収入率が96.6%、23年度が95.9でしたので、プラス0.7ポイント向上させていただきました。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 今、控除の廃止だとか説明あったのですけれども、その部分に関する増額の額というのはわかりますか。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開します。

○財政課長（三浦史洋君） 扶養控除の廃止等の部分での影響額は、当初調定のときに試算しまして、457万2,000円ほどと計算してございます。

○8番（真貝政昭君） それと、法人税のほうなのですけれども、当初の額と調定のほうがマイナスのほうになっているのですけれども、これについても説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 法人町民税につきましては、当初予算の部分での計上よりも法人税割の部分がかかなか出てこなかった、金額が少なかったということが、全体的にというか、1つ2つとかでなくて、たくさんの会社でそういう部分がありましたので、景気の影響なりなのかなと思ひまして、実際調定額は少なくなっております。

○8番（真貝政昭君） 業種によって浮き沈みがあると思うのですけれども、それについても動向、わかるのではないですか。

○財政課長（三浦史洋君） 言ってしまうと会社がわかりそうな感じで、しゃべりづらい部分あるのですけれども、建設会社さんのほうで、法人の税のほうは、半年たって前年の半額というのを予定納税をしていただいて、最後、事業年度終わって確定ということで、2カ月以内に出していただいております。1つの会社につきましては、予定納税、たしか二百何十万円ありましたが、確定のときにゼロになったということで落ちたという、そういうのが記憶にあります一番大きな部分です。

○8番（真貝政昭君） そういうことではなくて、建設業界、あるいは水産加工業界だとか、そういう大きなまとめ方で、浮き沈みといいますか、予定されていたものが少なくなっているわけですから、そこら辺の動向をお聞きしているのです。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問については、会社ごとに予定がどのぐらい、そして実際入ってきたのがどのぐらいというのでの仕分けの確認はしておりませんので、ご質問の答えはうまく答えられません。

○委員長（高野俊和君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に24ページ、4款配当割交付金から27ページ、11款分担金及び負担金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 先ほどの旧保育所の不納欠損部分ですけれども、先ほど言いましたように、4名で約33万ほどあります。今までの支払いをしてくれた経過だとか、それともまるっきり支払い

していないのかとか、そういう面をお知らせください。

○幼児センター所長（宮田誠市君） （聴取不能）8,220円ほど不納欠損させていただきました。内容につきましては、説明資料に書いてありますとおり、4名分なのですが、平成15年度分が1件、18年分が3件、それから重複しますが、19年度分も1件ありまして、人数的には4名なのですが、納付書の件数的には5本でもって32万8,220円になってございます。

この人方につきましても、この間いろいろ交渉はしてきたのですが、私の持っている資料の中では、平成19年の12月の中ごろに一部納入をしてもらったりしている経過があるのですが、その後なかなか取れない状況にあって、ここ何年かでもって漫然5年を迎えるということでもって不納欠損したものです。それで、今後みなと保育所の保育料につきましては、実際残りがあと2万2,230円ほど残っています。この部分が回収ないし取れないような状況で不納欠損になると、ここ一、二年でみなと保育所の保育料については、予算、それから決算という部分でもって出ることはないかと思えます。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、5年間たってしまっているのだから、払わなくていいような状態だと思いますけれども、そうすればこの人方は、ただで子供を保育してもらったという形、悪く言えば、そういうふうになるのですけれども、これは旧保育所の部分なのですけれども、今のこども園になってからは、こちらには何も書いていませんけれども、どういう状況ですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） ご承知のとおり、今のこども園になったのは、平成20年の4月からなりました。それで、今回24年度の決算ということなので、調べてきましたら、24年と出発時点で、つまり20年、21年、22年、23年と4年間分でもって、認定こども園になってから、払えないでもって残っている保育料というのが25万7,000円ほどあります。

それで、件数は調べてこなかったのですが、24年度の方でいいますと、そしてその後24年度になってからの分でもって、24年度中に払えなかった保育料が14万5,000円ほどあります。だから、24年度決算に当たって、認定こども園として残っている保育料は41万2,000円ほどあります。また、24年度中にかけられた保育料で、先ほど言った15万5,000円ほどの払ってもらえなかった保育料につきましては、当然その年度中にいろいろ交渉もしていますので、その15万5,000円ほどは3件なのですが、3件の方といろいろ約束を結んだりして、今、分割でもって入れてもらっているような状況にあります。

そういうことで、とりわけ24年度決算でいきますと、15万5,000円のうち、今現在3万円ほど分割で入れてもらってしまっていて、だから残り12万ちょっとですか、認定こども園になってから今現在は、40万は切ったような中でもって、まだ認定こども園になっても払ってもらえないというような保育料が残っているのが現状でございます。

○9番（工藤澄男君） そうしますと、払ってもらっていない状態が続いているということなのですけれども、今まだ子供が残っていて払っていない人もいますし、それからもう卒園してしまって、払えない人がいると思うのですけれども、人数的なものというのは、21年からですか、24年度分は今聞いたのですけれども、その間の部分はどういうふうになっていますか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） 大変申しわけございません。20年度から23年度までの部分の

先ほど言った25万7,000円、この部分についてはきょう資料を持ってきませんでした。24年度分については3名でした。

○9番(工藤澄男君) 人数はわからないということで、それはそれでいいのですけれども、今後、24年度分は3名の方が幾らかずつでも払ってくれているということなのですけれども、その前の部分は、その中で幾らかでも払ってくれるような人はいるのでしょうか。

○幼児センター所長(宮田誠市君) 結論から言いますと、払ってくれるような人は中にいます。ただ、保育料の徴収の仕方としては、まずうちの保育所には、ゼロ歳、6カ月以上児から小学校に入るまでの5歳児、それで4歳と5歳児については、旧はなのこ幼稚園のあった関係で、まず100%に近いだけうちの保育所に通っています。そういうことで、うちの保育所にいる間については、年に3回ほど個人懇談なり、いろんな機会を使って徴収していますので、そういう中でもってつながりはありますが、うちの保育所を出た後の部分については、実際の流れとしては、財政課のほうの収納係に引き継いでいます。

それで、そちらのほうの中を見ても、保育料イコール給食費みたいなもので、そっちも払えないような家庭は、違ふ税のほうもいろいろな意味でもって払えないという状況でもって払えないのが本来でして、その部分については、なかなか保育料だけ、出てしまった以上、なかなかそっちのほうだけうちのほうで取るということにもならないので、税のほうと連携しながら、この辺については整理していきたいと思っています。

○9番(工藤澄男君) 恐らく今課長言うとおりでとは思いますが。ただ、面談、年に何回かやって、お金の支払い方法だとかいろいろやっていると思うのですけれども、そういうときにお金の問題を出したときに、親の対応というのはどういうような感じに対応しているのか。払いますよとは必ず言うのでしょうか。実際に面談してみて、印象的にどういうような感じでしたか。

○幼児センター所長(宮田誠市君) 結果的にこのような、24年度でいきますと15万5,000円ほど残っていますが、1年を通じておくれたりしたときは督促状を出したり、それからその都度その都度、毎日のようにお母さんが来てくれているので話しているのですが、ほとんどの方は当然、給食費みたいなものだと思って入れてくれています。ただ、どうしようもなく、年に3回ぐらいの個人懇談のときに別室に呼んでやるときは、どうにもならないと。こっちのほうも、うちのほうの保育料だけでなく、こういう家庭はほかの税金もいろいろな部分でもって払っていないということをいろいろ調べた上でもってお話ししますと、ゆるくないということで、でもうちのほうとしては、はっきり言いますと、ほかの税金よりは、お子さんのほうの保育料、つまり給食料を先に入れてくださいとお願いしているので、結構回答的には、いいような感じでもって交渉は持たせてもらってございます。

○8番(真貝政昭君) 24ページの地方消費税交付金です。消費税増税に関する件なのですけれども、以前財政課長、現在の5%からさらに5%上がった部分のその5%部分なのですけれども、その1%部分は地方にという答弁をされていたと思います。確認したいのですけれども、来年4月からは4%、さらには再来年に5%という計画がされているのですけれども、その点についての認識、もう一度確認したいのですが。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問の部分、消費税の8%、10%になったときということですが、前回回答したのは、委員さんがおっしゃった5から10に上がったときに地方も1%上がるというのは私は言っておりません。もうちょっと多目に上がります。

お聞き取り願いたいのですが、8%に上がった段階での地方消費税という部分は、税率で見ますと、地方1%部分から1.7%に上がります。消費税が10%部分というときになったときに、地方消費税の部分は2.2%ということで、地方消費税は上がるようになっております。

○8番（真貝政昭君） 報道されている限りでは、上がった分については全額国の予算として使われるという、そういう報道がされているのですけれども、今の説明を聞いていますと、かなり具体的にされているのですけれども、これは政府のほうからの公式な文書でそういうふうに通じられているのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 今持ち合わせております資料によりますと、引き上げたという部分の表がございまして、先ほどしゃべった部分ですが、根拠が、24年8月22日の、長い法律名です。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、平成24年の法律69号で、その部分の規定されている内容を申し上げました。

○8番（真貝政昭君） それと、26ページなののですけれども、地方交付税です。それで、説明資料の112ページを見ています。それで、まず聞きたいのですけれども、行革の集中期間ということを設定した時期がありました。あの期間は平成何年から何年まででしたっけ。

○財政課長（三浦史洋君） 第1期の部分につきましては、平成19年度から22年度という記憶してございます。第2期が23年度から今続いておりますということですが。

○8番（真貝政昭君） 交付税の計算が当町にとって有利に変更された時期がありましたけれども、あの年は平成何年でしたか。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○財政課長（三浦史洋君） 正確には、当時担当していればしっかりすぐ答えられるのですけれども、ただいま説明書の112ページを見ておまして、上の表、金額が載っていますが、普通交付税と臨財債足した部分の金額が載っていると。その部分での17年度から13億、13億、14億、14億。ここでの

20年と21年でぐぐっと1億5,000万ほど上がっていますので、20、21あたりが潮目なのかなという、この数字では判断しています。

○委員長（高野俊和君） ほかごさいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に28ページ、12款使用料及び手数料から37ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ごさいませんか。

○9番（工藤澄男君） 29ページの公営住宅の部分で不納欠損が7万2,000円、説明資料のほうにも4件で7万2,600円でしたか、載っていますけれども、この内訳みたいなものをお知らせください。

○建設水道課長（本間好晴君） 私の資料で申し上げますと4名で7万3,000円ほどですが、金額で申し上げますと、4,000円、5,000円、3万2,000円の方がお2人と、金額的にはこんな内訳になっております。

○9番（工藤澄男君） 金額的に3万とかという人方もあるということなのではございますけれども、その方々は今まで何年ぐらい払ってなくてこういう金額になったのか、わかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今回不納欠損したのは平成18年度分と平成19年度分の住宅料でして、何年度分払っていなかったかということになりますと、過去の分は手元にありませんが、それ以降の分で、これから生活状態等困窮しているというのが続けば、今後も何人かの方は、これ以外の方にもそういった状態にある方は結構おります。今現在何らかの住宅料を滞納している方、24年度分も含めまして31名の方が滞納あるよということで名簿には上がっております。

○9番（工藤澄男君） 24年度分までで31名ということなのではございますけれども、そのうちまた、それこそ例によって5年間の時効と言ったら変ではございますけれども、そういうのも出てくるのだろうし、そして払っていない人方というのは、先ほどの保育所の答弁と同じように、きっと保育所も払えないからこっちのほうも大変だという、そういう家庭の人もあると思うのですが、実際に払えそうな人は、この中にはいないのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今回4名の不納欠損につきましては、生活困窮という判断で不納欠損にしたのが2名、それから死亡したということで1名、それから転居してしまって居所がつかめないという方が1名と、そんな内訳になっております。

その他、31名全体の中を見ますと、不納欠損しておりませんので、その時点で生活困窮なのかどうか、うちのほうで所得状況を調べて判断して、そういうことになります。今現在、そういった31名の方がどの程度不納欠損、今後必要になるかということについては判断しておりませんので、申し上げることはできません。

○9番（工藤澄男君） 今の公営住宅なのではございますけれども、一番高い部分と一番安い部分といたら、金額はどの程度でしょう。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○建設水道課長（本間好晴君） 高い公営住宅、家賃の方というのは、新しい新栄団地、清住団地に入居されている方が高い家賃になりますが、漏れあるかもしれません。一番目についたのが、月額家賃6万6,900円、直近の25年度の家賃で6万6,900円という方がおります。あと、安いとなりますと、古い住宅、3,600円が一番安いのかな。3,600円ですね。そういった差がございます。

○9番（工藤澄男君） 一番高いので6万6,900円、これだったら自分の家建てたほうが良いような感じもしますけれども、新しい団地で高い部分がありますけれども、その中で欠損している方というのは何名ぐらい（聴取不能）。

○建設水道課長（本間好晴君） 高い家賃で不納欠損している人がいるかどうかというご質問だと思うのですが、新栄団地、清住団地、その中で不納欠損している方はおりません。

○9番（工藤澄男君） そうすれば、安い部分に入っている方々だということになれば、お年寄り、高齢者で細々と暮らしている人とか、子供がたくさんいて、旦那さんが働けない人もいるし、いろんなケースは見ていますので、そうすればこれは今度、幾ら安いといっても、なかなかもらうのは大変ではないかと思うのですけれども、その辺これからどういう方法で徴収するつもりですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今後の徴収対策でございますが、税とも、先ほども財政課長のほうからありましたが、連携しながらやっておりますが、税と違まして町営住宅の場合は保証人制度もございます。事例を申し上げますと、催告に応じなかった、反応がないといったところについては、保証人への連絡をしますよと、そういったおどしの文書を出して、それで向こうから反応があって、2名ほど分割納入に今後、していなかったけれども、これからしますということで、そういった改善された事例もございます。その他、住宅を借りているのに実際には住んでいないと、事情があるのでしょうかけれども、そういったところについても、1件の方は明け渡ししていただいたと。そして、今後滞納が発生しないということで、収納率の向上にもなろうかなと、そういったことをしております。

○9番（工藤澄男君） 質問そろそろやめようかなと思っていたのですけれども、今、保証人という問題が出てきましたのでお聞きしたいのですけれども、保証人に言って、何件かはもらったというような話ありますけれども、保証人さんに、どの程度の人に請求といいますか、した件数というのはわかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 手元、去年の実績では、平成23年度で5件の方に保証人に通知をしております。それから、今年度はたしか4件でした。本来はまだまだやりたいのですが、連帯保証人ではない、ただの保証人という昔の契約書で、今は連帯保証人という形で、印鑑証明もとって、そういった契約書を交わしております。それ以前は、古いものはただの保証人ということですので、連帯ではないということで、強制力といいますか、性質が違います。

それから、昔の契約書を見ますと、2年間の契約になっているのです。普通、民間でも更新条項がありまして、2年後にはまた契約をとり直しますよというのが一般的なのです。民間の場合は、それと同じような契約条文になっていますので、果たして今、古い昭和40年、50年あたりから入っ

ている方の契約書の期限が、2年という期限がついているのです。そうすると、保証人の期限もその2年に引張られるのではないかと。2年間は保証人として責任持ちますけれども、それ以降は保証人として私はなっていませんよというふうに、我々としてもそういうふうに言われたら厳しいなというふうに思っています、そういう方については保証人に通知をしていないのです。後でそういうトラブルが想定されましたので、そういったことから4件の実績しかありません。この辺、法的な解釈として、もう少し専門家のほうに聞いてみて対応する必要があるなというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） これで最後にしますけれども、結局そうしたら昔の保証人であれば、2年間たって、その後切りかえていなかったらそのまま、なしというような形と、それから連帯保証人という制度があって、それからのやつはきちっとやっているということで、そういう理解でよろしいのですね。

○建設水道課長（本間好晴君） そういうことで対応しております。

○委員長（高野俊和君） 質疑途中ではありますが、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開します。

引き続き、28ページ、12款使用料及び手数料から37ページ、13款国庫支出金までの質疑を許します。ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 対象のページにはなっていないのですけれども、道の支出金とも連動するのですけれども、答弁はそちらのほうと連動させてもよろしいので、伺いたいです。ページは33ページで、障害福祉費負担金で、それと説明資料でいいますと、説明資料の41ページになるのでしょうか、これと関係するのではないかと思って見比べているのですけれども、3節障害福祉費負担金の部分についての説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ご質問の趣旨は、説明資料41ページの各事業歳出と、それから決算書33ページの収入の部分で、どう兼ね合いがあるのかというお話かと思えます。

まず、上の障害者、括弧して児、補装具給付費負担金、これは、事業費の国庫の場合は2分の1、それからご質問の中で道費の部分もお話しされていたので一緒にお話ししますが、基本的には国庫2分の1、道費4分の1というふうな負担割合になってございます。

それで、事業のほうですが、一番上段の関係については、説明書の41ページの、ごめんなさい、わかりやすく説明しますと、決算書の4段目、障害者介護給付・訓練等給付費負担金がございますが、それについては、説明書の41ページの表の一番上左側に各事業の名称が書いているのですが、介護・訓練等給付費、上から居宅介護から一番下が高額障害サービス費、これの合計、3障害合わせまして3億1,580万3,104円、これに対する2分の1。ただ、単純に2分の1できる部分とできない部分とありますので、若干金額の狂いはございます。

あと、国庫の申請の時期が年前にあります。年前に当方のほうから、例えば25年度このくらいかかりますという申請をするのですが、その金額で縛られてしまいます。最終的にその金額が交付されるのですが、ここには出ていないのですけれども、一番下の段でたまたま自立支援医療給付費負担金の過年度分というのがございますが、申請した段階で金額が固定されますので、実際に決算した中で、多かった場合には次年度に返す、足りなかった場合には次年度に追加で交付されるという手続がされていますので、若干数字、単純に事業費の2分の1が交付されているというふうになってございませぬ。推計するに当たって、障害程度、途中で変わる場合もありますので、私どもも極力精度を上げて計算しているのですが、どうしても狂ってしまうことがございませぬので、若干の狂いがございませぬ。

それから、説明書の41ページ、先ほどの介護給付費、訓練等給付費の合計の下、自立支援医療の関係ですが、合計で2,086万5,000何がしに対して決算書2段目、自立支援医療給付費負担金、これが2分の1です。それから、療養介護の部分については、その下の段に療養介護給付費、それから補装具の関係についても、その下のほうに事業費等が載っています。その2分の1というふうに見ていただければなと思ひます。

○8番（真貝政昭君） この事業の特徴なのですけれども、概略つかみたいのでお聞きするのですが、もともとの福社会のスタート時点は、施設介護で始まりました。入所者が数十名いるということと、それから独自の事業で、在宅でグループホームなりで展開されていますよね。概略の考え方なのですけれども、施設に入られている方、それから地域で住まわれている方含めて対象者になっていて、こういう事業が展開されていると、そういう押さえ方でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいまのご質問の関係からいきますと、入所されている方の、平たい言い方をしますと、日中の活動に対する支援、それから夜間といひましょうか、住まいの關係の支援、これは施設入所されている方の分、それと地域のグループホームとケアホーム等に入っている方についても同じように、日中の活動の支援、それから住まいの關係の支援。プラス、日中活動の中では、働ける方に対する就労支援というのもあります。それから、移動支援、生活全般にわたる支援について行ってございませぬ。

○8番（真貝政昭君） こういう支援に対する事業の総額が国、道、町含めて3億何がしかと、そういうふうな押さえ方でよろしいですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 説明書41ページの総合計欄に3億5,000万何がしの数字が載っておりますが、これが当町における障害福祉の総額として捉えてくだされば結構かと思ひます。

○8番（真貝政昭君） さらに全体像を人数として把握したいのですけれども、対象人数、それからこの事業にかかわっている職員の皆さん方の人数というのは、概略ですけれども、把握できますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今資料を持ち合わせてございませぬので、根拠のない、私の記憶での概略の数字になりますが、古平福社会關係で約600名、それから町内の方で障害手帳をお持ちの方が約600名、サービスを利用されている方が、延べ人数でしか資料ございませぬが、それが説明書41ページに載ってございませぬ。あくまでも延べ人数ではあります。

○ 8 番（真貝政昭君） 手帳を持っている方が約600名、それからこういう事業にかかわっていらっしゃる労働者が約600名、そういう押さえ方でよろしいということなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 失礼しました。説明の仕方が悪かったようで。古平福社会関係と歌棄れい明の里町内会におられる方と町内のグループホーム、ケアホームに入っている方含めて、古平福社会の関係でおられる方が約600名、そのほかに古平福社会関係者以外の方で障害手帳を持っている方が600名、合わせて1,200名の方。ごめんなさい、言い方が悪いですね。身体障害者手帳をお持ちの方で古平福社会関係者以外の方が約600名。これも訂正させていただきます。古平福社会以外の身体障害者手帳をお持ちの方が中心になるのですが、それ以外でも療育手帳、精神手帳をお持ちの方もおりますので、古平福社会関係者が600名、それ以外の方も約600名というふうに捉えてくださるようお願いいたします。

○ 8 番（真貝政昭君） 数字と中身については、ここでのやりとりでは正確にはわからないので、後に譲るとして、もう1つ伺います。福社会で働いていらっしゃる方の健康保険というのは社会保険なのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的には国民健康保険かと思えます。働いている方については社会保険かと思えます。

○ 8 番（真貝政昭君） 障害者の方たちの保険は基本的には国民健康保険という説明だったと思うのですが、人数として何名くらいになりますか。古平町の国民健康保険に加入している概数です。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的には古平町の国民健康保険に加入されているかと思えます。

○ 8 番（真貝政昭君） それでは、600名という押さえ方でよろしいということですか。

○民生課長（佐々木容子君） 国民健康保険加入者という方のご質問ですが、地区別の数字というものをきょう持ち合わせておりませんので、福社会関連の方の人数というのは、ご質問にはお答えができません。

○ 8 番（真貝政昭君） 国保の医療費の関係で、大分前にも議会で議論の対象になったのですが、国なり道の、積丹と古平を比べて一目瞭然なのですが、こういう事業を展開している以上、国保加入者の割合が非常に高くなりますので、当然医療費の増嵩に直結しますよね。これに対する国、道の支援というのが、基本的にはないという前提ですね。そこら辺の件について、町の対応というのはどういう状況にあるのでしょうか。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○副町長（田口博久君） 今の真貝委員さんのご質問にお答えいたします。そういった傾向は否めないものと思っております。古平町の医療費、今現状、分析、一部している部分もあります。古平町の障害に特化した部分ということでの具体的な分析までは今しておりませんが、今後そういった

こともした上で、新たな制度の要望なり努めていきたいと思えます。

今ある制度といたしましてといいますか、古平町の現状としまして、精神に関する疾患というのが、医療費において古平町がよそのまちに比べて突出しているというのは、国保の中で実際にあらわれている部分です。それから、先ほど佐藤課長答えた部分、600かとかというお話もあったと思うのですが、それはサービスの利用者さんと職員合わせて600ということを押さえていただきたいと思えます。

国保加入者の大部分は、真貝委員さんおっしゃるように、低所得者の方です。そうすると、当然に国保税の額というのは軽減されます。その軽減された部分がどうなるかといいますと、国保の基盤安定繰り入れ、一般会計からいくと、基盤安定の軽減した部分を繰り出すという形になります。その繰り出す一般会計のお金はどうなるのかといいますと、国、道、町の一般会計で負担して、国保会計のほうに繰り出す。国保会計は、税が軽減された部分を一般会計からもらった中でやっています。現状の制度上のお話からいくと、今現在はそういった部分です。

たまたま今、国保加入者、資料を見たらわかるのですが、1,300ですか、1,200なりのうち、そのうち今、軽減の資料が今急に探せないのですが、軽減を受けている方で低所得の方がかなりな人数いると思えます。その中で、先ほど福祉関係者が600の内数、利用者さんが仮に400いて、職員が200なのか、サービス利用者さんが450で、職員が150なのか、その辺は今お答えできないのですが、そういった部分の比率が結果的に、総人口が減少した中でその部分の比率が高くなってきている。ですから、大都市の場合だと、全く問題ない、国保の運営の中での許容範囲の中でおさまる数字かもしれませんが、古平町にとっては、比較的大きな比率を占めることになってしまったというのが現状かと思えます。

ですから、高額医療費まで至らない部分といいますか、高額医療費も今たしか2段階での共同事業、そういったものを行うようにして、国保会計の負担が小さくなるようにしている。それから、低所得者に対する基盤安定、そういった制度の中で現状運用しておりますけれども、真貝委員さんおっしゃっている、古平のような、今私も申し上げました比率が大きいだろうというような中で、新たな国保の運営、国が国保の運営、保険者としての運営が都道府県単位というのもその1つの解決方法なのかもしれませんが、そういった現状にあるということをお機会あるごとに訴えかけていきたいと思えます。

ただ、その前提になるのは、私どもの国保の現状、税負担、医療費といいますか、給付費、そういったものがどのような状況になっているのかということをおきちんと分析した上で、そういったことにお進んでいきたいというふうにお考えます。

○8番（真貝政昭君） ぜび実態を数字として把握する努力をしていただきたいなと思えます。町の姿勢としては、予防に力を入れて医療費を低めていくと、これが究極の方向、方針であろうと思えます。国保加入者にすれば、国保税が引き上がっていくというのは、これは結構ゆるくないことです。国保税と、それから医療費は、大体家計の中でも医療費セットで考えられるものですから、ぜびともそこら辺注意を払っていただいて、対応していただければなと思えます。

以上です。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に……、訂正があるそうです。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 大変申しわけございません。先ほど言った人数の関係で、私誤ってご報告申し上げた数字がございますので、訂正させていただきます。

説明書41ページにあるサービスを使っている方で、実際にれい明の里町内会もしくは町内のグループホーム、ケアホームに入っている方の人数としては600くらいなのですが、サービスを利用されている方、古平町がこのサービス費を出している方については三百二、三十名で、600と三百二、三十名の違いについては、もともと東京だとか札幌だとかそちらにおられた方で、途中から古平のほうに転入なされた方については、もともとの住所地のところでこのお金を見ておりますので、古平町がサービス費を見ているのはたしか三百二、三十名だったと思いますので、訂正お願いいたします。

○委員長（高野俊和君） それでは次に、38ページ、14款道支出金から47ページ、15款財産収入まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に48ページ、16款寄附金から51ページ、19款諸収入まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 48ページの繰越金です。財政運営なのですけども、平成24年度の繰越金は約1億6,000万になりますよね。説明資料の4ページです。それで、伺いたいのですけども、先ほど交付税の算定で、町のほうに有利に働いたという潮目が平成21年度という説明がありましたよね。平成21年度から毎年度の繰越額が約1億5,000万、6,000万と一定しているのです。職員の人件費の削減だとか、それから住民サービスのカットとかをやってしましまして、平成18年度からですか、行革集中期間としてやっていたけれども、行革集中期間以前の決算の状況を点検したのですけれども、毎年度の繰越額というのは大体5,000万、6,000万、7,000万と1億以内で推移してきているのです。大体これが順当な、町民から見ても、予算の使い方としてまあまあ、順当かなというので来たのですけれども、21年度からは一気に倍の額に毎年繰り越すようになっているのです。

私の見方からすれば、余力を残して町の行政が行われていると。まだ住民サービスができるのに残していると。町長は事業展開のために使うのだというふうに言っているんですけども、以前から見ると倍の額を残すような財政運営というのは町民から評価されるだろうかというふうに私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） ここ最近の財政運営ということで、そういう繰越金額をベースでお考えでのご質問と思いますが、当然今後の巨大事業というのですか、それに見合う部分での積み立てをしたいという部分もございます。いわゆる今までの数年前の5,000万あたりの繰越金額が今ぐっとふえているという部分でございますが、違う視点からいいますと、管内の町村で、例えば仁木さんとかそちらのほうの使用可能な基金の残高が、古平町の部分は今現在でも低いです。ある程度の貯金を持っておいて、交付税も今後どうなるか、なかなか心配ですので、ある程度の金額は積んでお

きたいというのが私自身の本音でございます。

ただ、真貝さんのおっしゃっている、前々からおっしゃっていると思うのですがけれども、使える部分はサービスできちんとしなさいという部分も重々わかってございます。というので、いろいろ検討しながら、よりよい財政運営に努めてまいりたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 新たな、町民から要望されている事業を展開するために財源が必要だというのはわかるのです。ただ、やみくもにためていくということではなくて、例えば公約の福祉施設をつくるだとか、それから役場を建てかえるだとか、それは決してまずいことではないです。町民が望んでいる事業なので。であれば、そういう建設のために基金をきちんと名称づけて、そして町民にわかるようなため方を工夫してやるべきでないかと私は思うのです。そういうことをやった上で残るのであれば、きちんと住民サービスに回していくという努力が、町民から見て目に見えるような形の財政運営というのが必要でないかなというふうに思っているのですけれども。

○財政課長（三浦史洋君） 委員のおっしゃるとおり、何々基金というので、これだなというのにためているのだなというのはそのとおりだと思いますので、今後そういう目的が決まるものがあつたら、基金新設なりもしていきたいなと思っております。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に52ページから55ページまでの20款町債の質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 53ページの民生債、それから商工債もそうなのですが、例えば民生債の乳幼児・児童医療費支援事業債、それから高齢者の部分、それから緊急通報サービス事業債、福祉灯油事業債、起債できるようになりましたけれども、これの返済の財源内訳といたしますか、全て一般財源でしたでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 今の部分の起債の関係は、ほとんど過疎債ソフト分ということでございますが、当然一般財源でございます。過疎債ですので、交付税措置、その年に返す元利償還金の70%の金額が交付税の基礎数字で入っています。

○8番（真貝政昭君） 55ページの臨時財政対策債、これも交付税措置されるという、そういうふれ込みでしたよね。これについても説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 臨時財政対策債につきましての交付税措置は、100%の金額、交付税のほうに算入されております。

○8番（真貝政昭君） これもおかしい仕組みですよ。必要な計算式で、必要な部分を町に起債させて、返済は交付税措置というのもおかしな話で、もともとの財源というのはどっちのほうから引っ張ってきているのでしょうか。

○委員長（高野俊和君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開します。

○財政課長（三浦史洋君） 臨時財政対策債の部分で、全国的な部分でございしますが、地方交付税としての財源は交付税の何％という部分で最初が決まると。その部分が、交付税の特別会計で入り口ベースという感じでお金が入ってきまして、ただ地方全体の歳入歳出の計画も、地方財政計画ということで総務省のほうで出してございます。当然地方の部分、歳入不足になるであろうということで、この臨時財政対策債という制度が出てきたと。その財源という部分では借金でございします。

古平町で借り入れする部分、何の起債、どこのお金かといいますと、国の財政融資資金というのが1本と、あと地元の金融機関のほうから1本借り入れしてございます。その借り入れの資金区分、全国的な地方債の計画での資金区分としては、全体の地方債の計画としては、公的資金、財政融資資金で何兆何千億円、民間の資金、銀行とか、大きい団体は市場に公募するのですが、その部分は何兆何千億円という感じで、今は政府機関、公的機関の部分が半分よりも少なくなっております。民間の資金のほうが、45対55とか4、6の割合でそういうところでの資金を借り入れして、臨時財政対策債ということで借り入れしております。

○委員長（高野俊和君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成24年度一般会計歳入歳出の質疑を終わります。

それでは、昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時56分

○委員長（高野俊和君） それでは、午後からの質疑を開始したいと思います。

木村委員につきましては、30分ほどおくれるとのこととあります。

それと、最初に申し上げましたけれども、進行がかなりおくれておりますので、予算的なこと、また要望的なことに関しましては控えるようお願いしたいと思います。また、質疑が余り多岐に広がらないように、散らばらないようお願いしたいと思います。

それでは、始めたいと思います。

次に、平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出についての質疑を行います。206ページから223ページまで、歳入歳出一括質疑を許します。ございませんか。

○5番（堀 清君） ページ数でいうと、国保会計、頭からでも結構なのですよね。200ページからという形の中で。ページ数が201ページ、欠損のほうなのですけれども、今年度の欠損が突出しているのですけれども、その突出した理由と、あと件数的なもの、当該人数ですか、それを教えてください。

○民生課長（佐々木容子君） 平成24年度不納欠損の額、トータルで1,407万3,559円、件数といい

ますか、実人数にしまして38名、納付書の期別でいきますと、341期分ということになります。金額、突出しておりまして、昨年で270万ほど、またその前ですと480万、21年も額が多くて1,100万円ほどですが、ここ5年ほどで、今年度1,400万と一番高い不納欠損になっています。

傾向といたしまして、やや税額の高い方、限度額いっぱいとははいかないのですが、年額で50万を超えるような方の3年分、4年分の年度、大体15年度から19年度までを今回欠損ということに落としております。一番高い方、資料請求ありました、18ページのほうにワースト5を載せていまして、一番高い方で160万、その次も150万、ベスト5までが100万を超えるという、かなり高額になっています。また、一番最低は7,000円ほどということで、かなり差はあるのですが、金額の高い方が今回件数的に多いという傾向がございました。

○5番（堀 清君） 平成15年度分からというような形なのですが、自分が考えるに当たっては、全般的には単年度、国保税最高額50万なら50万にした場合に、そのものが多年度にわたって欠損したという形ですか。

○民生課長（佐々木容子君） 個々の方によって若干様子違いますが、1期から8期まで全てという方もいらっしゃる、8期の中の3期分だけというような方もいらっしゃいます。

○5番（堀 清君） そういう個々の要因は別にしても、個人として百何十万というものに対して1期で欠損で落とす。国保税全体から見ても、調定額に対する税を収納できないという金額が結構な金額なのなのですが、ここら辺は徴収も当然ですけれども、改善策というのはないのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 先ほどから不納欠損に関して、税、また住宅使用料、保育料もそうなのですが、どうしても支払い能力がない方で、今回一番額の多かった160万の方なのですが、少しずつ分割ではいただいています、トータルで見て、生活に支障を来すだけのものということで、やむを得ずということで15年度からの分を落としたり、また転出で不明になってという、また死亡されて、その後の相続人がということで、なかなか追跡できない、取れるというか、収納できる可能性というのが限りなく少ない、全くないというケースで落としていまして、一概に15年度分だからとか16年分だからということで落としたわけではない。個々のケースで対応はしております。

個々でいいますと、保険証は本来2年に一遍なのですが、それを短期証なりで発行することで、半年で期限は切れますので、窓口のほうへということで、その都度納税相談を行いまして、ことしの例になってしまいますけれども、9月にも直接文書を送りまして、納税相談ありきで、その結果次第で6カ月の短期証を交付しますということで、その時点で少し税金も納めていただいているということで、個々については何とか折衝する機会をできるだけふやしてということで、新しい分もそうですが、古い分も少しずつ解消ということで進めていきたいというふうに思っています。

○5番（堀 清君） 今課長の答弁を聞いていますと、現場としては最大限努力した形をとりながら、それでも回収できないというような答弁として理解しているのですが、そういう中でも、これだけ欠損で落とさなければだめだということに対しては、このことというのは毎年のように言っているのですが、これだけ高額な金額がたまるということは、徴収側にもすごく問題があるということを感じてもらいたいし、その改善策を立てなければ、決算でこれだけ高額な金

額を欠損するという事は、町の財政にしても、平等な税金の徴収にしても、そこら辺はすごく痛切な形の中で課題がたくさんあると思うので、そういう中を改善する手だてというものをなんかかんかしないと、先ほども財政係のほうでしゃべっていましたがけれども、徴収する人員が足りないだとかというのであれば、体制的な形の中で再度組み直した形をとらなければ、このものというのはいくら自分とすれば、もったいないというか、そういうふうに痛切に感じますので、今後そこら辺考えながら、最大限の努力をしてもらいたいと思います。

以上です。

○4番（本間鉄男君） 説明資料のほうの125ページ、国保の関係の。125ページの高額療養費ということでお伺いしたいのですけれども、今まで大体四、五千万という数字で来ていて、24年度が23年度から見れば、一般被保険者分で大体四割ぐらい落ちていますよね。それは、それだけ健康というか、それだけ医療費がかからなかったというようなことなのでしょうけれども、一般被保険者と前期高齢者、前期高齢者なんかは半分ぐらいに減っていますけれども、実際的には一般被保険者と前期高齢者の大幅に減った要因というのは、これは医療に1件頭、高額かかっていた方が継続してかかっている分であれば、恐らく金額的には落ちていないのだろうと思うのですけれども、転居したか死亡したかとかというような部分で高額医療費が減っているのだろうと思うのですけれども、23年度、24年度の比較で、どの程度の高額医療費かかった人の金額と、大体何人ぐらいの影響でもってこれだけ下がったかということをお伺いしたいと思います。

○民生課長（佐々木容子君） 今の高額療養費のお話でしたが、申しわけありません。総体としてはこの資料に載せている分なのですが、例えば23から24への傾向ですとか、その辺の個々の分析というものは持ち合わせておりません。申しわけありません。

○4番（本間鉄男君） 以前、高額医療ということでお聞きしたことがあるのですが、そのときには1人1,000万以上かかったという事例なんかもあって、簡単に言うと、2人か3人、そういう方々の分で減ったという捉え方していいのか、全体的に健康診断だとかそういう形の中で減ってきたのか、その辺がどういうふうに捉えたらいいのかなど、そういうこととお伺いしておりますけれども。

○民生課長（佐々木容子君） 病気、病名、それから入院がウエートを大きく占めますが、入院日数ですとかが比較的24年度落ちてはいるのです。1件幾らという部分に関しては、隣の124ページ、表の真ん中ぐらいになります。医療費のうちの診療費、下のほうに表があります。このうち一般被保険者で、入院1件当たりということで48万4,000円とございます。23年度が……

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○民生課長（佐々木容子君） 1件当たりの費用額、入院が24年度は48万4,508円だったのですが、

同じ項目、23年度ですと56万9,445円ということで、1件当たりにしても8万円ほど、また隣にありますが、1日当たりでいきますと5,000円、1人当たりにしても7万円ほど下がっているということで、お一人当たりの、申しわけありません、具体的なものというのは拾っていないのですが、全体でいきましたも、入院の分、総体下がっているということから、高額の全体も少し見えてくるのかなと思うのですが。

○4番（本間鉄男君） 古平町で一生懸命健康診断だとか予防だとかというふうにやって、予算もいろんな予防接種だとか検診だとかということで予算づけして、できるだけ病気にかからないようにというようなことを進めてきておりますが、そういう部分と24年度の決算においてかかわりがあるかどうかという、その辺の精査というのをしていくと、今後医療費が抑制されていくとか、そういう問題も考え得るのかなというふうに思うのですが、どうなのですか。

○民生課長（佐々木容子君） 詳しい医療費分析が、今手をつけて、古平の傾向ですとかを見ている状況で、まだお示しできるような、そこまでの分析ではないのですが、ただ、国保会計として、これからのということで、当然そういったものも必要になってくると思います。手をつけて、見ていきたいというふうに思っています。

○8番（真貝政昭君） 説明資料の126ページを開いています。先ほどの質問と連動するのですが、国保の加入者、退職も含めて1,223人。それで、126ページの特定健康診査の対象者が866人と書いていますので、この差が、先ほどの手帳を持っている方の数字というふうには理解しないのでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 126ページの特定健診対象者866名ですが、国保加入者、被保険者のうち40歳以上の方が対象になってまいります。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、先ほど手帳を持っている方の数字が出されていましたが、この方たちと、それから現在のこれに載っている866人を足した残りが40歳以下というふうになるのですか。

○民生課長（佐々木容子君） 国保の加入者総数が、説明資料124ページの上にございますが、一般、退職込みですが、1,188名ということで、これから866人を引いていただくと、40歳未満の国保の加入者の総数となるかと思えます。

○委員長（高野俊和君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

続きまして、次に平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出の質疑を行います。234ページから247ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

続きまして、次に平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。258ページから

277ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 水道料金の減免状況について資料をいただいたのですけれども、これについて説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 数字は単純なもので、深く説明するというような中身ではないと思うのですが、説明資料でも、149ページでございしますが、中ほどに水道料金減免状況の表がございします。いわゆる独居世帯、70歳以上で非課税の独居世帯では、トータルでは、これは今までの認定ケースの累計でございします。ですから、前年度との増加分が今年度新規に認定したと、そういうふうに見ていただければと思います。同じく母子世帯、非課税で母子、それから身体障害世帯、非課税で身体障害の方の世帯ということで、今年度3件認定していると。トータルでは13件ですか、増加したというものでございします。

○8番（真貝政昭君） 平成24年度で累計でこれだけの数字が挙げられているのですけれども、あくまでも申請主義なので、申請された方のみについての数だと思うのですが、申請していない、申請すれば当然対象となる数字というのは把握しているのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） たしかことしの予算のときも真貝委員、同じような質問をしていただいたところでございしますが、把握はしてございません。私どもとしても、新年度に向けまして今後把握していきたいという答弁をしております。ただ、残念ながらいまだ現状におきまして把握してございませんので、来年の、また町広報でこういった制度を周知しておりますので、そういったタイミングに合わせまして、客体等の、ただ、住民基本台帳上の形式上の、あるいは税の非課税という形式上の客対数は調べることができますが、実質的に施設に入所して、実際にはそこで生活していないとか、あるいは違う方と生活しているとか、そういった実態で違いがございしますので、正確な、調べた人が全て認定になるというふうな数字の抑えは不可能でございしますが、そういった形式上での、ある程度の把握というものはしていきたいというふうに考えております。

○8番（真貝政昭君） 基本料金でいえば、1カ月200円得をするために、例えば高齢独居世帯なんかは、タクシー代かけて役場に来て、そして手続をするような額ではありませんよね。むしろ町の担当のほうが出向いていって必要な手続をしてしまうというのが、現在の水道料金の減免状況では必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょうかね。できることではないかと思うのです。福祉灯油なんかは割とそういう傾向でしょう。高齢な方たちが多いですから、町のほうで世話をしあけて、そしていただいってもらうと、そういう内容ではないかと思うのですが。

○建設水道課長（本間好晴君） 認定の実際の申請の実態ですけれども、電話連絡でお受けしていると。そして、私どものほうで申請書をつくって、わざわざこちらに来れなければ職員が出向いたり、あるいは民生委員を通じて結構そういった問い合わせ、あるいはかわりに民生委員の方が申請に来ていただいたり、そういった配慮は双方にしておりますので、優しい、そういった行政という観点からすれば、私どものほうから積極的に、候補者となろうであろう方の情報を、今言ったように、民生委員さんのほうに情報提供して、声かけのときにそういったものやってもらうとか、そういった方法は考えていきたいと思えます。

○委員長（高野俊和君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、これで平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。288ページから305ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、これで平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

それでは次に、平成24年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。316ページから333ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番(真貝政昭君) 確認の質問なのですが、在宅の要介護者に対しておむつ支給をしていますよね。社協と、それから町のほうで分担があるようですけれども、その基準とといいますか、説明をお願いします。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) まず、町でやっている事業のほうですが、要介護度4、5の方で町民税非課税の方について、年間7万5,000円分のおむつだけではなくて介護用品に関する支給を行っております。また、社協のほうでやっている事業ですが、要介護2以上の方で、課税制限は問うておりません。年間で1万5,000円から3,000円の支給。これも、おむつだけではなく介護用品全般についての支給になっております。

○委員長(高野俊和君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、これで平成24年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出の質疑を終わります。

これで質疑は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○委員長(高野俊和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから平成24年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高野俊和君) 全員賛成です。

よって、本件は認定することと決定いたしました。

ただいま認定されました平成24年度古平町各会計歳入歳出決算については、会議規則第76条の規

定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（高野俊和君） それでは、以上をもちまして本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 1時28分